

**東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から
相模原市の国民健康保険に加入された方へ
国民健康保険税の免除期間を延長します**

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（※1）から相模原市に転入し国民健康保険に加入された方の国民健康保険税の免除期間を次のとおり延長します。

○ 帰還困難区域等（※2）及び上位所得層（※3）を除く旧避難指示区域等（※4）から転入された国民健康保険の被保険者の令和3年度相当分の保険税で、令和4年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額

※1 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

※2 「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

※3 「上位所得層」とは、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得額を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。

※4 「旧避難指示区域等」とは、①平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点（ホットスポット）を含む）、②平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、③平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、④平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、⑤令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等の5つの区域等をいう。

1 申請手続き

必要書類： 被災証明書・被災証明書、異動届など、上記の地域等が確認できるもの
※ 書類の入手が困難な場合は、ご相談ください。

申請窓口： 市役所国保年金課、区役所区民課（中央区役所を除く）、城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター

※令和3年3月31日以前に手続きをしている方は、改めて手続きする必要はありません。

問い合わせ：国保年金課 賦課・年金班 042—769—8296

（令和3年5月1日更新）